

令和7年度 社会福祉施設等指導監査の基本方針及び重点事項

川越市福祉部指導監査課

社会福祉法人、社会福祉施設及びサービス事業所の健全かつ適正な運営を確保するため、基本方針及び重点事項を以下のとおり定める。

1. 基本方針

(1) 入所者・利用者及びその家族の立場に立った指導監査

入所者・利用者に安心・安全なサービスが提供されるよう、施設の運営管理について指導を行う。

入所者・利用者の個性に応じた処遇が行われるよう、サービス提供者に対して再確認と他事業者の先駆的な取り組みを伝え相互に共有できるような指導を行う。

(2) 重大事案に関する機動的な対応

苦情通報及び事故報告等により、著しい運営基準違反、報酬の不正請求、虐待等が疑われる場合には、特別調査もしくは監査を迅速に行う。

(3) 指導事項の改善の徹底

指導事項の改善報告により改善が確認できない場合については、責任者の呼び出しや連続した指導・監査などを行い、改善の徹底を図る。

2. 重点事項

(1) 事故防止対策（安全計画等の確認）

(2) 虐待防止対策

(3) 感染症及び食中毒対策

(4) 非常災害対策（火災、水害、地震等）

(5) 勤務体制の確保（ハラスメント対策）

(6) 業務管理体制